

令和6年度「予土県境周遊スタンプラリー実証実験」運営委託業務仕様書

1 事業名

令和6年度「予土県境周遊スタンプラリー実証実験」運営委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和7年2月28日までとする。

3 事業実施の背景

宇和島市中心部から四万十町窪川地区を結ぶ国道381号沿線（予土県境地域）の活性化に向け、サイクリングを活用した観光振興により交流人口拡大を図るため、愛媛・高知両県と沿線5市町（宇和島市、松野町、鬼北町、四万十市、四万十町）等が連携して「予土県境地域連携実行委員会」を組織し、各種振興施策に取り組んでいる。

しかしながら、都市部からの利便性が低いことに加え、当地域の有力な観光資源であるサイクリングについて、サイクリスト以外の一般観光客への訴求力が十分ではないことから、初心者でも気軽に参加できるサイクリングイベントの造成及び同イベントの認知度向上が求められている。

4 事業の目的

本事業は、サイクリングの適地として予土県境地域が、これまで以上に認知されるとともに、同地域を訪れる観光客の増加を図るため、道の駅を起点に周遊スポットを設定し、スマートフォンを活用した誰でも気軽にサイクリングを楽しむことができるスタンプラリーイベントを実施することにより、当地域における代表的なアクティビティとして定着可能か検証を行うものである。

なお、本事業の目標達成指標（KPI）は、イベント参加人数1,200人以上（※）及び道の駅のレンタサイクル利用件数270件以上の獲得とする。

※スタンプラリースポットに行き、スマートフォンアプリで1つ以上スタンプを押した人の数

5 事業の実施主体

予土県境地域連携実行委員会（以下、「実行委員会」という。）

（事務局：愛媛県 南予地方局 地域政策課）

6 主たるターゲット

四国4県（特に松山市、高知市）に在住する、サイクリング、アウトドア等に興味関心がある層を主たるターゲットとする。

なお、ターゲットの具体的な内容については、前年度事業結果をもとに、受託者が各種現状分析を行い、これらを基礎資料として、実行委員会と受託者で協議の上、決定すること。

7 委託業務の内容

受託者は、以下の業務を円滑に実施すること。

(1) 「予土まちサイクルデジタルスタンプラリー」の企画・実施

①基本的な業務内容

- ・スマートフォンを活用し、予土県境地域の魅力的な店舗や自然景観等を自由に散走※するスタンプラリーイベントを実施すること。

※散走：散歩をするように、ゆっくりと気ままに地域の自然や歴史文化などを楽しみながら自転車で周遊すること。

- ・イベントで利用するスタンプラリーのシステムは、スポットツアー株式会社が提供するスマートフォンアプリ「Spot Tour」を用いること。
- ・上記6の主たるターゲットを当地域に誘客するとともに、令和5年度イベント参加者の再訪意欲が高まるようなイベント設計とすること。
- ・イベント設計に当たっては、来訪者の回遊性向上と滞在時間の増加に配慮すること。

②イベント名称

- ・イベントの名称は「予土まちサイクルデジタルスタンプラリー」とすること。

③実施期間

- ・6ヵ月程度の実施期間を設定すること。

- ・実施開始時期は、遅くとも7月から開始すること。

④ イベント構成

- ・イベントは、「Spot Tour」上で4以上のツアーを実施すること。なお、各ツアーの設定期間は、イベント期間を通しての開催でも期間限定の開催でもよい。

(参考) 令和5年度：イベント期間を通して開催したツアー 2本
期間限定で開催したツアー 4本

- ・ツアー内容は、散走のコンセプトから逸脱しないこと。また、サイクリング及びスタンプラリーと親和性が高く、参加意欲を向上させる独創的な企画を盛り込むこと。
- ・スポット間のルートは、自転車ですることにより最も楽しめるよう選定すること。
- ・初心者でも気軽に参加できるように、想定距離や走行時間に配慮すること。
- ・内容及び実施時期等については、実行委員会と受託者で協議の上決定すること。

⑤ スタンプラリースポットの仕様

- ・令和5年度に「Spot Tour」上に設定した約120か所の周遊スポット（別添参照）を基に、適宜スポットの見直しやスポット情報の更新を行うこと。
- ・スポットの設定に当たっては、道の駅、道の駅の存する自治体担当者のほか、地域住民や外部有識者の意見を踏まえて決定すること。
- ・各スポットは、当地域の魅力を最大限訴求できる施設（店舗等）や自然景観等から選定するとともに、地域間のバランスにも配慮すること。
- ・スタンプの取得により割引を付与するスポットを設定するなど、来訪意欲を高め、経済効果に寄与する工夫を凝らすこと。
- ・施設等のスポットについては、参加者が視認できるものを掲示すること。

⑥ レンタサイクル及びサイクルトレインの利用

- ・スタンプラリー参加者を、道の駅等のレンタサイクル及び予土線サイクルトレイン利用に誘導する効果的な提案を盛り込むこと。

⑦ 当選賞品の選定・送付

- ・スタンプラリーへの参加意欲を向上させるとともに、当地域の認知度向上を図るため、沿線5市町の特産品等から賞品を選定・購入し、応募者の抽選及び当選者への発送を行うこと。なお、賞品の手配及び発送に係る経費は委託費に含むものとする。
- ・賞品の選定及び購入する個数などについては、実行委員会と協議の上決定すること。

⑧ 参加記念品の選定

- ・参加者に対して参加記念品を用意すること。
- ・記念品の選定及び購入する個数などについては、実行委員会と協議の上決定すること。

(2) スタンプラリーに関する広報・情報発信

① ランディングページの新規作成・運営管理

- ・イベント名、期間、開催場所、イベント概要、参加方法や各種スポット、特典や注意事項などを記載したランディングページを作成し、運営管理すること。また、参加者の階層に応じた周遊方法についてページ内に複数例示すること。
- ・ページに記載する内容については、実行委員会と協議の上決定すること。
- ・ドメイン、サーバー等に障害が発生した場合は、一次障害対応を行うとともに、提供会社に問い合わせをすること。
- ・ランディングページには、GA4（Google Analytics 4）を導入し、別紙「デジタルプロモーション実施時における留意事項」を参考に実施すること。

② デジタルプロモーションの実施

- ・上記6で定めたターゲットを主な対象に、予土県境地域及び当イベントの認知度向上や来訪者の参加意欲を喚起する上で、最適と考えられる媒体や配信目的を選定し、効果的なインターネット広告配信を行うこと。
- ・季節やツアーに応じた広告を複数回配信すること。
- ・ターゲットを念頭に、予土県境地域及び当イベントの魅力が効果的に表現され、かつ当イベントへの参加意欲を喚起する広告クリエイティブを数種類制作すること。
- ・プロモーションの実施に当たっては、別紙「デジタルプロモーション実施時における留意事項」を遵守すること。
- ・受託者は、作成したデジタル広告等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、

その損害を賠償しなければならない。

③ 広報用ポスター・チラシの作成

- ・既存のメインビジュアル（別紙参照）を基にポスター及びチラシを作成すること。
- ・コンセプトである「散走」を明記すること。
- ・印刷物は、ポスター及びチラシとし、以下の条件を満たすものとする。
 - ▶ サイズについては、ポスターはA 2以上、チラシはA 4以上とすること。
 - ▶ 印刷部数は、ポスターは200～300枚程度、チラシは6,000～8,000枚程度※とし、デジタルプロモーションとのバランスや相乗効果に配慮して提案すること。
※配布先は、今回設定するスポットで有人の施設（店舗）、自治体のほか、効果的と思われる場所を想定。
- ・印刷部数については、実行委員会と協議の上決定すること。
- ・印刷物の配布に要する送料は委託料に含むこと。

(3) 効果測定及び報告

- ・インターネット広告やランディングページ、スタンプラリーについては、配信・利用状況のレポートを行うこと。レポート頻度については、配信期間等に応じて実行委員会と協議の上、決定すること。
- ・今後の利用促進に向けた業務改善の資料とするため、デジタルスタンプラリーの利用状況について集計データを提出するほか、参加者、応募者に対してアンケート調査を実施すること。
- ・アンケート調査は、参加者の属性を把握するほか、今後の業務改善の参考とするために必要な質問項目（スタンプを押した箇所等）を設定すること。また、広告の効果を把握するため、どの広告をきっかけに認知したのか分かる調査設計とすること。
- ・参加者属性については、スタンプを1つ以上押した参加者の年代、性別、居住地（都道府県、愛媛県・高知県内であれば市区町村）が分かるようにすること。
- ・アンケート調査の実施後、取りまとめデータを提出すること。また、アンケート結果からデータ分析を併せて実施すること。
- ・アンケートの調査内容については、実行委員会と協議の上決定すること。

8 見積経費

当該事業に係る所要経費を全て見積もること。

9 事業計画書及び事業実施報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について実行委員会と協議の上、委託契約書に定める事業計画書を作成して実行委員会に提出することとする。
- (2) 受託者は、受託業務完了後、委託契約書に定める事業実施報告書を作成し、実行委員会の検査を受けることとする。
- (3) 実行委員会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況等について調査し、又は報告を求めることができる。

10 再委託の可否

受託者は、受託業務を第三者に再委託、又は請け負わせてはならない。ただし、合理的に必要な範囲内において、再委託先毎の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議し、実行委員会の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 秘密保持

- (1) 当該業務に関して、受託者が実行委員会に提出した事業計画書等は、当該業務以外の目的で使用してはならない。
- (2) 当該事業に関しては、受託者が実行委員会から受領又は閲覧した資料等は、実行委員会の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、当該業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。また、この契約終了後も同様とする。

12 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日愛媛県条例第41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は当該業務（再委託した場合を含む）を履行する上で、個人情報を扱う場合は実行委員会と協議することとする。

13 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、実行委員会に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、実行委員会が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、実行委員会と受託者で協議の上、処理することとする。

14 その他留意事項

- (1) ランディングページ及びデジタル広告等の画面は、アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。
- (2) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、実行委員会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけ、定期的に実行委員会へ進捗等報告すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ実行委員会と協議の上、決定するものとする。